

四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則【新設】の概要

金融商品取引法 193 条（財務諸表の用語、様式及び作成方法）の規定の委任を受けて「四半期財務諸表」等の用語、様式及び作成方法を定めるための内閣府令。

．総則（ 1 条～24 条）

四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等について変更した場合に注記する（ 5 条）。

簡便な会計処理及び四半期特有の会計処理を適用した場合に、その旨及びその内容を注記する（ 6 条・ 7 条）。

有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記等については、前事業年度末に比して著しい変動が認められる場合に注記する（ 9 条・ 10 条等）。

．四半期財務諸表等（ 25 条～ 77 条）

1．四半期財務諸表

連結財務諸表を作成していない場合、財務諸表は四半期財務諸表を開示することとし、以下の 3 種類で構成される。なお、四半期損益計算書については、四半期会計期間（ 3 か月）に係るもの及び四半期累計期間（期首からの累計期間）に係るものを開示する。

四半期貸借対照表（ 1 号様式）

四半期損益計算書（ 2 号様式・ 3 号様式）

四半期キャッシュ・フロー計算書（ 4 号様式・ 5 号様式）

2．区分表示

資産、負債、販売費及び一般管理費等について、独立掲記する主要な項目を定める外、区分掲記を求める数値基準を次のように定める（ 30 条・ 44 条・ 61 条等）。

貸借対照表項目：資産総額等の 10/100 超又はそれ以下であっても区分することが適切な場合

損益計算書項目：販売費及び一般管理費の合計額等の 20/100 超又はそれ以下であっても区分することが適切な場合

. その他

その他、株主資本については、その金額に前年度末と比較して著しい変動があった場合に主な変動事由を注記することとする(82 条)等、所要の規定の整備を行う。